

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

令和4年10月

消費・安全局動物衛生課



動物衛生課の組織・関係法律

動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・ 総括及び総務班
- ・ 保健衛生班

家畜防疫対策室

- ・ 防疫企画班
- ・ 防疫業務班
- ・ 防疫指導班
- ・ 野生動物対策班
- ・ 調査分析班
- ・ 病原体管理班

国際衛生対策室

- ・ 国際衛生企画班
- ・ 多国間調整班
- ・ リスク分析班
- ・ 輸出検疫環境整備班
- ・ 輸入検疫企画班
- ・ 査察調整班
- ・ 検疫業務班

動物衛生課関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病的発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法) (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法 (昭和22年法律第233号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

我が国における家畜防疫体制

- 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。
国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	378百戸	242万頭
乳用牛	127百戸	137万頭
養豚	51百戸	904万頭
採卵鶏	133百戸	1億9千万羽
ブロイラー	39百戸	1億5千万羽

令和3年2月1日現在

自衛防疫団体

動物検疫所



本所

8支所、18出張所
家畜防疫官 503名
(令和4年9月現在)

○ I E 等の国際機関



農林水産省 消費・安全局



都道府県 家畜保健衛生所

167か所

(病性鑑定施設を含む)

獣医師 2,015名

(令和4年4月1日現在)

(厚) 保健所 468か所

(令和4年4月1日現在)

動物医薬品検査所
動物衛生研究部門



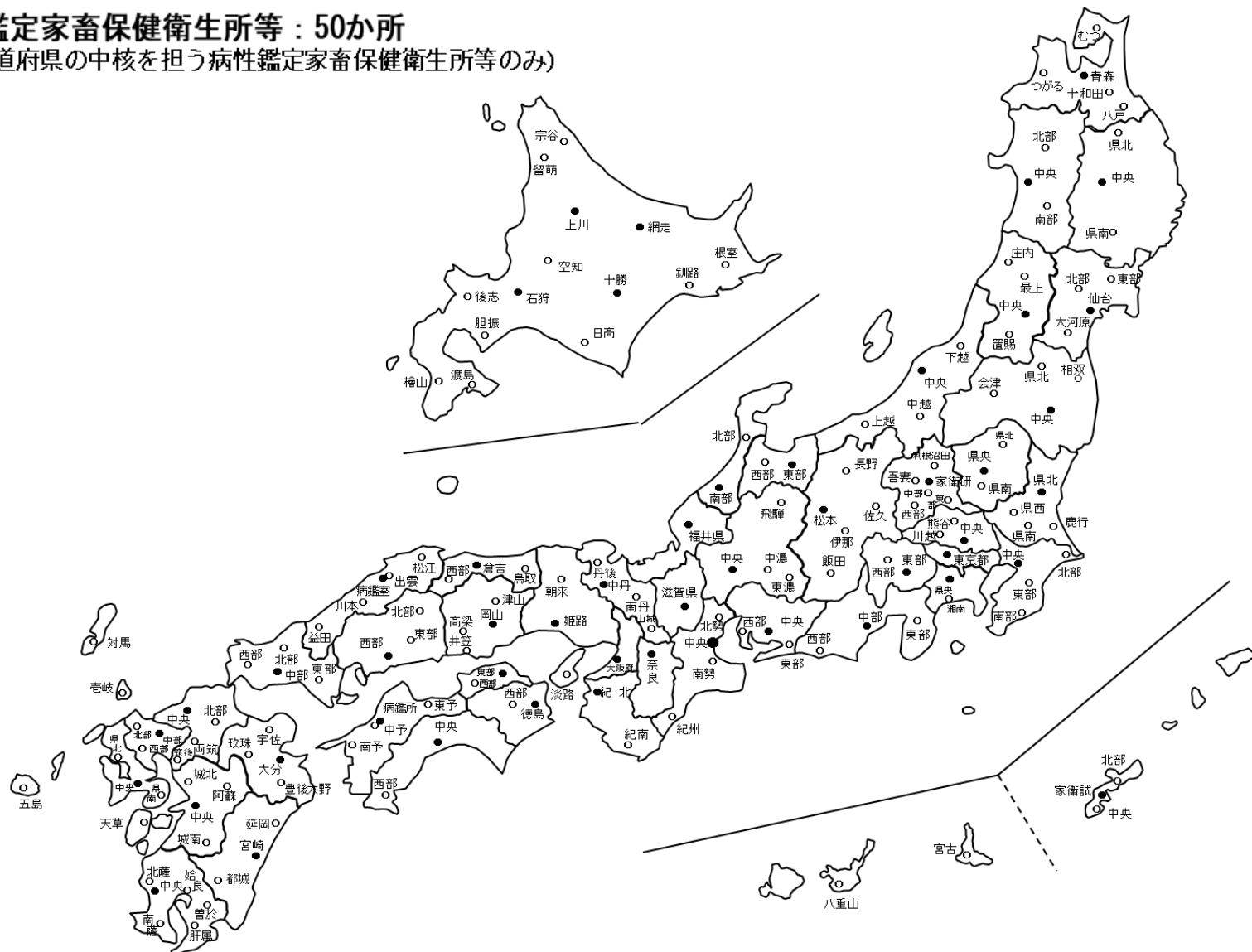
家畜保健衛生所等の設置状況

(令和4年4月1日時点)

○ 家畜保健衛生所：117か所

● 病性鑑定家畜保健衛生所等：50か所

(各都道府県の中核を担う病性鑑定家畜保健衛生所等のみ)



家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的：家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

発生予防対策

発生時には…

まん延防止対策

発生国・地域

国
(農林水産省)

都道府県
(家畜保健衛生所)

連携

防疫指針の作成等

発生時に備えた準備

- ・農場での飼養衛生管理が適正に行われるよう指導・助言、勧告、命令
- ・補完的に提供する埋却地の準備
- ・防疫対応に必要な資材の確保、派遣人員のリストアップ、防疫演習等を実施

国（動物検疫所）による水際措置の徹底

- ・動物、畜産物等の輸出入検疫
- ・入国者に対する質問、携帯品の検査・消毒

農場での飼養衛生管理の徹底（飼養衛生管理基準等）

- ・飼養衛生管理基準の遵守
- ・畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の焼却・埋却が必要となる場合に備えた土地、施設の確保等
- ・家畜の飼養衛生管理状況の定期報告
- ・患畜等の早期の発見・通報の徹底

患畜の早期の発見・通報

- ・特定症状を呈している家畜を発見した旨の届出
- ・患畜等が発見した旨の届出

家畜の所有者

都道府県
(家畜保健衛生所)

国
(農林水産省)

市町村

都道府県が防疫指針等に基づき行う措置に協力

防疫方針の決定・改定
(緊急防疫指針の策定)

財政支援（消毒費用等）

人的支援（専門家、緊急支援チーム等の派遣）

まん延防止措置

- ・発生農場周辺の通行の制限・遮断
- ・家畜等の移動の制限、と畜場の事業の停止等
- ・消毒ポイントを通行する車両の消毒
- ・患畜等の所在した畜舎等の消毒、当該畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の速やかな処分（動物福祉に配慮）
- ・患畜等の死体・汚染物品の焼却・埋却
- ・指定家畜の予防的殺処分（ASF及び口蹄疫のみ）

発生農場

国の財政支援

- ・患畜等に係る手当金及び特別手当金（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等のみ）の交付
- ・必要な防疫措置を講じなかった者に対する手当金及び特別手当金の減額
- ・指定家畜に係る補償金、飼料費等の費用の交付
- ・家畜の死体・汚染物品の焼却・埋却の費用の負担
- ・移動制限による出荷制限に伴う経済的損失の補填

人的支援
財政支援
(疫学調査チームの派遣)

国の財政支援（家畜伝染病予防費の概要）

国（農林水産省）

発生予防の取組

まん延防止の取組

口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生

- ・ 患畜・疑似患畜のと殺、焼埋却等
- ・ 移動制限区域の設定

- ・ 消毒ポイントの設置
- ・ 発生状況確認のための検査

都道府県

- ・ 家畜防疫員の旅費
【法第60条第1項第1号：10/10】
- ・ 動物用生物学的製剤（ワクチン等）の購入費
【法第60条第1項第5号：1/2】
- ・ 薬品（消毒薬等）の購入費
【法第60条第1項第7号：10/10】

等

都道府県

- ・ 野生動物に使用する動物用生物学的製剤の購入費
【法第60条第1項第6号：1/2、10/10】
- ・ 野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用
【法第60条第1項第8号：1/2、10/10】
- ・ 衛生資材（保護衣、注射針等）の購入費
【法第60条第1項第9号：1/2】
- ・ 消毒ポイントの運営に要する費用
【法第60条第1項第10号：1/2】
- ・ 焼埋却に要する費用
【法第60条第1項第11号：1/2】
- ・ 移動制限等に起因する売上げの減少額等の補填を行う場合の支援
【法第60条第2項：1/2】

等

家畜の所有者

- ・ と殺家畜に対する手当金
【法第58条：評価額の1/3、4/5】
- （※ 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の患畜及び疑似患畜については、特別手当金を交付し、評価額の10/10を交付する。）
- ・ 予防的殺処分を実施した場合の補償金
【法第60条の2：評価額の10/10】
- ・ 焼埋却に要する経費
患畜・疑似患畜【法第59条：1/2】
予防的殺処分【法第60条の2：10/10】

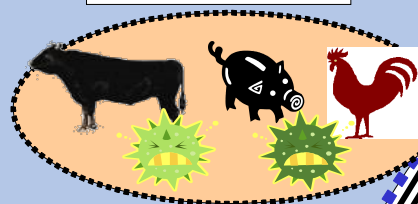
家畜伝染病予防費負担金

患畜処理手当等交付金

国際空港・海港における水際検疫の概要

- 海外から口蹄疫、アフリカ豚熱等の侵入を防ぐため、空港及び海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査などの動物検疫措置を徹底。
- 2020年3月に家畜伝染病予防法が改正され、2020年7月1日より、出入国者に対する質問、携帯品の検査や、違法畜産物を廃棄することが可能となり、ウイルス侵入防止措置を一層強化。

発生国・地域



STOP



国際空港及び海港における旅客に対する水際対策

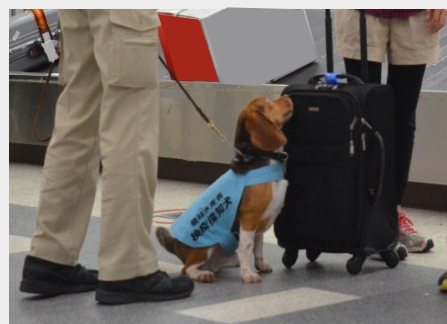
動物検疫に関する
注意喚起



発生国からの入国者への
質問の実施



動植物検疫探知犬による
手荷物検査



消毒マットを用いた
靴底消毒



Q 1.
過去1週間以内に牛、豚、
鶏などの家畜に接触したり
、牧場、と畜場などの畜産
施設に立ち寄りましたか？

Q 2.
家畜やその糞尿、牧場等の
土に触れた衣類や靴などを
所持していますか？ ハム
、ソーセージなどの肉製品
を所持していますか？

Q 3.
日本国内で、1週間以内に
家畜に触れる予定がありま
すか？

(必要に応じ、英語、中国語、
韓国語等を記載した資料を使用)

水際対策の強化について

- 令和2年7月に改正家畜伝染病予防法施行。水際検疫における家畜防疫官の権限を強化（輸入禁止品に係る廃棄権限の付与等）。
- 令和2年度末に全国で検疫探知犬を140頭へ増頭。
- 平成31年4月から、有識者、警察等に相談の上、携帯品検査の対応を厳格化。
- 令和4年9月30日までに携帯品検査においては6件9名、郵便物検査においては1件3名の逮捕事例。

○携帯品検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例
＜令和4年9月30日時点＞

	逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品	警告書交付日
1	令和元年7月21日	ベトナム人1名	令和元年6月13日 (羽田空港、かも目の卵約25kgと偶蹄類の肉約10kg)	警告書1回目： R元. 6.13
2	同 8月6日	日本人2名	①令和元年5月17日 (福岡空港、ソーセージ等91.9kg)	警告書1回目： R元. 5.10
			②令和元年5月31日 (中部空港、豚鶏肉調製品20.2kg)	警告書2回目： R元. 5.17 警告書3回目： R元. 5.31
3	同 9月3日	タイ人1名	令和元年9月3日 (羽田空港、ソーセージ1.0kg)	警告書1回目： R元. 6.1 警告書2回目： R元. 8.24 警告書3回目： R元. 9.3
4	同 10月15日	ベトナム人3名	令和元年6月下旬から8月中旬にかけて複数回 (関西空港、豚肉・犬肉等 計24.9kg)	(略)
5	令和2年1月21日	タイ人1名	令和元年11月25日 (成田空港、ソーセージ10.5kg)	警告書1回目： R元. 11.10 警告書2回目： R元. 11.25
6	同 3月6日	台湾人1名	令和元年11月14日 (中部空港、血餅 計50kg)	警告書1回目： R元. 11.2 警告書2回目： R元. 11.14

○郵便物検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例
＜令和4年9月30日時点＞

	逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品
1	令和4年2月28日 3月1日	中国人3名	令和3年5月～6月 (関西空港、肉製品 計395.5kg)

○摘発上位国の状況【携帯品】＜令和3年（速報値）＞

	国名	件数（件）	重量（kg）
1	中国	3,973 (21.2%)	2,602 (20.0%)
2	アメリカ	2,160 (11.5%)	749 (5.8%)
3	韓国	1,860 (9.9%)	2,043 (15.7%)
4	フィリピン	1,662 (8.9%)	982 (7.6%)
5	ベトナム	794 (4.2%)	707 (5.4%)
6	タイ	671 (3.6%)	416 (3.2%)

○摘発上位国の状況【郵便物】＜令和3年（速報値）＞

	国名	件数（件）	重量（kg）
1	中国	43,004 (84.4%)	65,732 (76.2%)
2	ベトナム	3,391 (6.7%)	16,493 (19.1%)
3	アメリカ	1,228 (2.4%)	549 (0.6%)
4	タイ	542 (1.1%)	679 (0.8%)
5	モンゴル	497 (1.0%)	389 (0.5%)
6	インドネシア	327 (0.6%)	707 (0.8%)

○罰則規定
・家畜伝染病予防法違反：3年以下の懲役又は300万円以下
（法人の場合5,000万円以下）の罰金
（第36条第1号第1項（輸入禁止）違反）

動植物検疫探知犬の概要

検疫探知犬とは・・・

- ・手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬。
- ・日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入。
- ・アジアの 아프리카 豚熱 発生国等からの高リスク便の旅客等の検査に対応するため、主要空港だけでなく、地方空港への配備も進め、令和2年度末には、全国で140頭体制を構築

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

検疫対象物

肉類

ハム、ソーセージ類



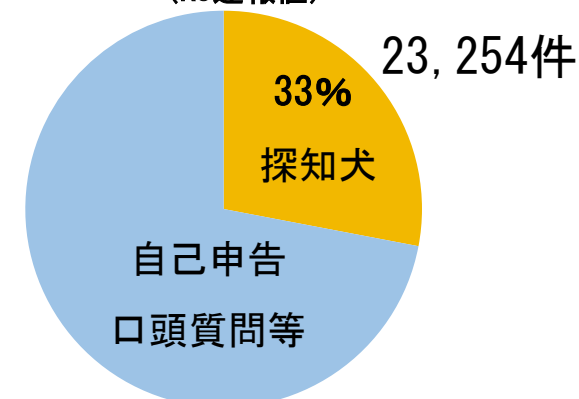
餃子等の肉製品

果物



動植物検疫探知犬の禁止品探知実績

(R3速報値)



携帯品及び郵便として持ち込まれた禁止品等（69,714 件）の33 %

参考：年度毎の探知犬配置総数

H17	H27	H30	R1	R2		
				7月	12月	3月
2	18	33	53	96	105	140

動物検疫に関する多言語広報ポスター

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行客が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、職員が広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるように、各ポスターにはQRコードを添付。



動物衛生に関する国際連携

- 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、口蹄疫（FMD）等の越境性動物疾病（TADs）や薬剤耐性（AMR）対策は、国際的な協力が不可欠であるという共通認識のもと、国際機関、G7の枠組み、獣医当局間および研究所間で連携して活動を行っている。
- また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

国際機関との連携

任意拠出金等を通じて以下の活動を支援

- **国際獣疫事務局（OIE）**
 - GF-TADs（OIEとFAOによる越境性動物疾病防疫のための世界的枠組み）の下で行われるアフリカ豚熱（ASF）等の越境性動物疾病の防疫対策
 - 疾病情報の集約・分析、発信活動の強化
 - アジア太平洋地域における薬剤耐性対策及び人獣共通感染症対策
- **国際連合食糧農業機関（FAO）**
 - 動物衛生危機管理センター（EMC-AH）への専門家派遣及び活動支援
 - 牛疫ウイルス・牛疫ワクチンの保管体制整備

G7の枠組みにおける協力

- **G7首席獣医官フォーラム**
 - 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき開催

	テーマ	場所	時期
第1回	AMR	東京	2016年11月
第2回	鳥インフルエンザ	ローマ	2017年10月
第3回	ASF	パリ	2019年5月
第4回	野生動物	オンライン	2021年5月

日中韓の協力

- **FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム**
 - 2011年から、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施
- **越境性動物疾病への対応に関する協力**
 - 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」（2015年9月）に基づき、情報共有等の国際協力を実施
- **出入国旅客の携帯品検査等の協力強化**
 - 農林水産省と中国海関総署との間で「出入国旅客の携帯品及び郵便物の検査及び検疫の強化に関する協力覚書」に署名（2019年11月）

獣医研究所間の国際研究協力覚書（MOU）締結

- 農研機構 動物衛生研究部門（日本）
 - ⇄ ロシア 2016年、2020年
 - ⇄ ベトナム 2017年、2018年
 - ⇄ ポーランド 2018年
 - ⇄ カナダ 2019年
 - ⇄ モンゴル 2020年
 - ⇄ 台湾 2020年
 - ⇄ 韓国 2021年

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査等により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾病的発生を予防。

農場における衛生管理の徹底(農林水産省で規定)

○ 飼養衛生管理基準(抜粋)

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 2 衛生管理区域の設定
 - ・ 徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
- 3 衛生管理区域への病原体の持込み防止
 - ・ 必要のない者の立入りの制限
 - ・ 消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
 - ・ (豚) 未加熱の食品循環資源の持込み禁止
- 4 野生動物等からの病原体の侵入防止
 - ・ 給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
 - ・ 防護柵、防鳥ネット等の整備(豚、鶏)
- 5 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - ・ 畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
- 6 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - ・ 毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
 - ・ 家畜・家さんの死体・排せつ物の移動時の漏出防止
- 7 埋却地の確保等
 - ・ 埋却地の確保又は焼却・化製のための準備措置
- 8 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保管
 - ・ 入場者に関する記録の作成・保管
- 9 飼養衛生管理の適正化及び継続実施のための措置
 - ・ 衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への徹底
 - ・ 担当獣医師による衛生管理指導

と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者



食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

- 病畜の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止

- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み

家畜の所有者による
遵守状況の定期報告

都道府県による取組

農場へ立入検査

指導
助言

勧
告

命
令

罰
則

基準を遵守しない場合は

命令に従わない場合は公表

※不遵守の場合、家畜伝染病発生時には、手当金等を減額の可能性

農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- 家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- 農場指導員（家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員）を養成するとともに（平成20年度～）、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施（平成21年度～）。
- HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表（平成21年度）するとともに、認証制度の構築を推進。
- 民間での農場HACCPの認証手続きが開始（平成23年度～）。※民間認証機関は2団体（令和4年6月現在）

農場HACCP認証に向けた取組

農場指導員※

約5,200名（令和4年3月時点）

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

衛生管理システムの構築

- ・方針、目標の明確化
- ・組織、役割の明確化
- ・生産工程の明確化、マニュアルの作成
- ・危害因子調査
(サルモネラ菌・大腸菌0157・抗菌性物質等)
- ・危害要因分析（HA）
- ・必須管理点（CCP）の設定

農場モニタリング検査・改善指導

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等の
フィードバック

農場HACCP認証を取得した畜産農家の声

- ・経営者や従業員の安全な畜産物を生産するという意識・責任感が高まった
- ・作業の平準化が図られ、生産性が向上した

消費者の求める安全な畜産物の生産

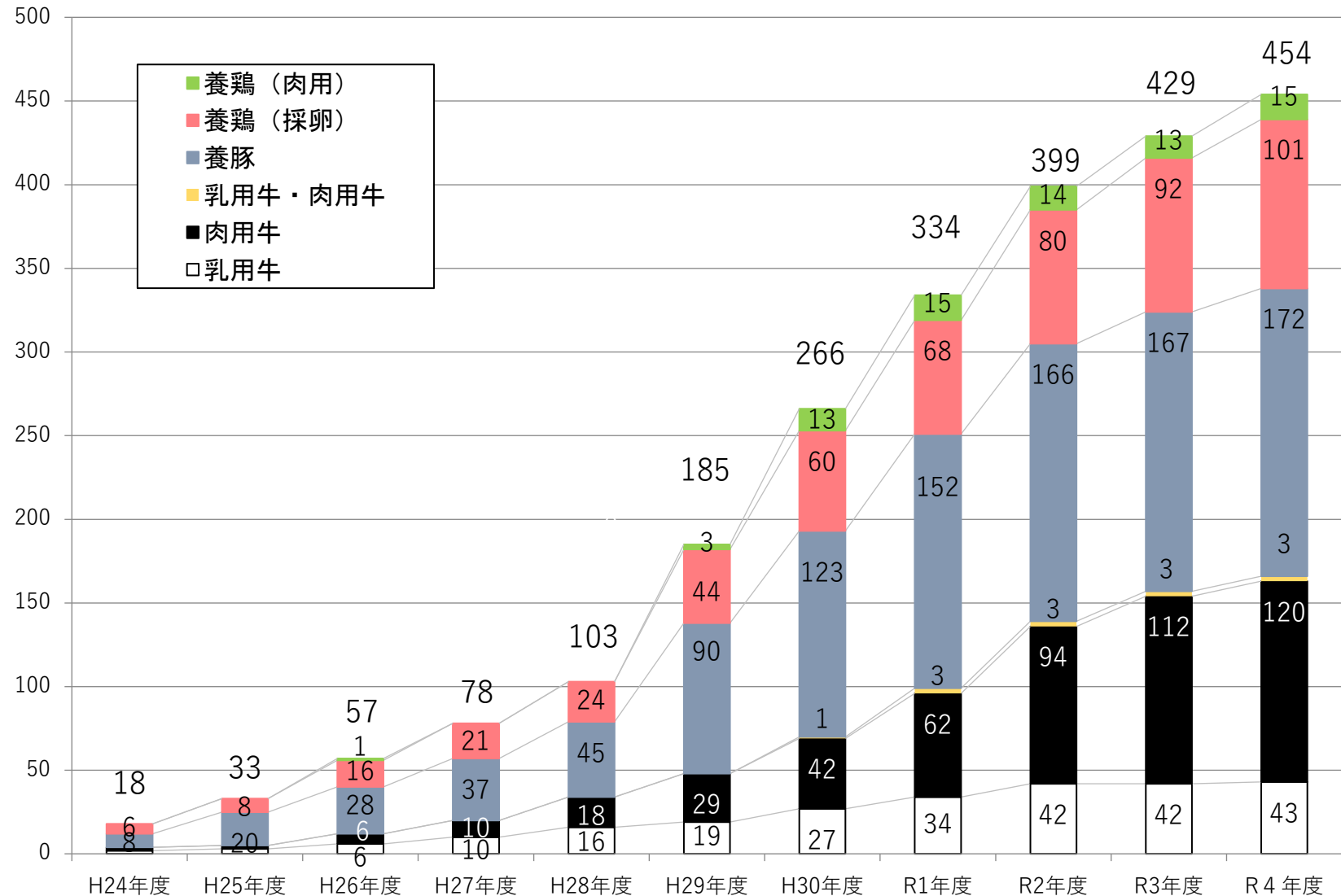
畜産物に対する消費者の信頼確保



農場HACCP
認証マーク

農場HACCP認証取得農場数の推移

(令和4年10月6日時点)



家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、2010年に宮崎県で発生したが、2011年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- 豚熱は、2018年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、84例の発生を確認（9月30日現在）。
- 高病原性鳥インフルエンザは近年、毎年秋から春にかけて発生が続いており、直近では2021年11月から2022年5月までに25例の発生を確認（9月30日現在）。
- 牛のブルセラ症及び結核は清浄化が達成された一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、2001年9月以降、36例の発生が確認されたが、2013年5月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。

【主要な家畜伝染病の発生状況^{注1}の推移】

（単位：戸数） 注2

年（西暦）	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
口蹄疫	0	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症（牛）	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核（牛）	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病（牛）	313	235	331	211	293	326	327	315	374	321	380	399	446	320
牛海綿状脳症（BSE）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー（羊）	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	15	7
高病原性鳥インフルエンザ	0	1	23	0	0	4	2	7	5	1	0	33	29	15
低病原性鳥インフルエンザ	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む）。

注2：データは2022年8月末までの集計結果（ただし、2022年については速報値）。

(1) 原因 (病原体)

口蹄疫ウイルス (Foot-and-mouth disease virus)

(2) 対象家畜

牛、豚、めん羊、山羊、水牛、鹿、いのしし

(3) 症状・特徴

口や蹄に水疱形成^{すいほう}、発熱、流涎^{りゅうぜん}（よだれを垂らす。）等の症状を示す。極めて感染力が強く、幼獣では高い致死率を示す。成長した家畜の死亡率は低いものの、発病後の発育障害等により、産業動物としての価値が失われる。

(4) 発生状況

中国等の近隣アジア諸国で継続的に発生しており、日本では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年2011年には清浄国に復帰している。

～牛の症状～



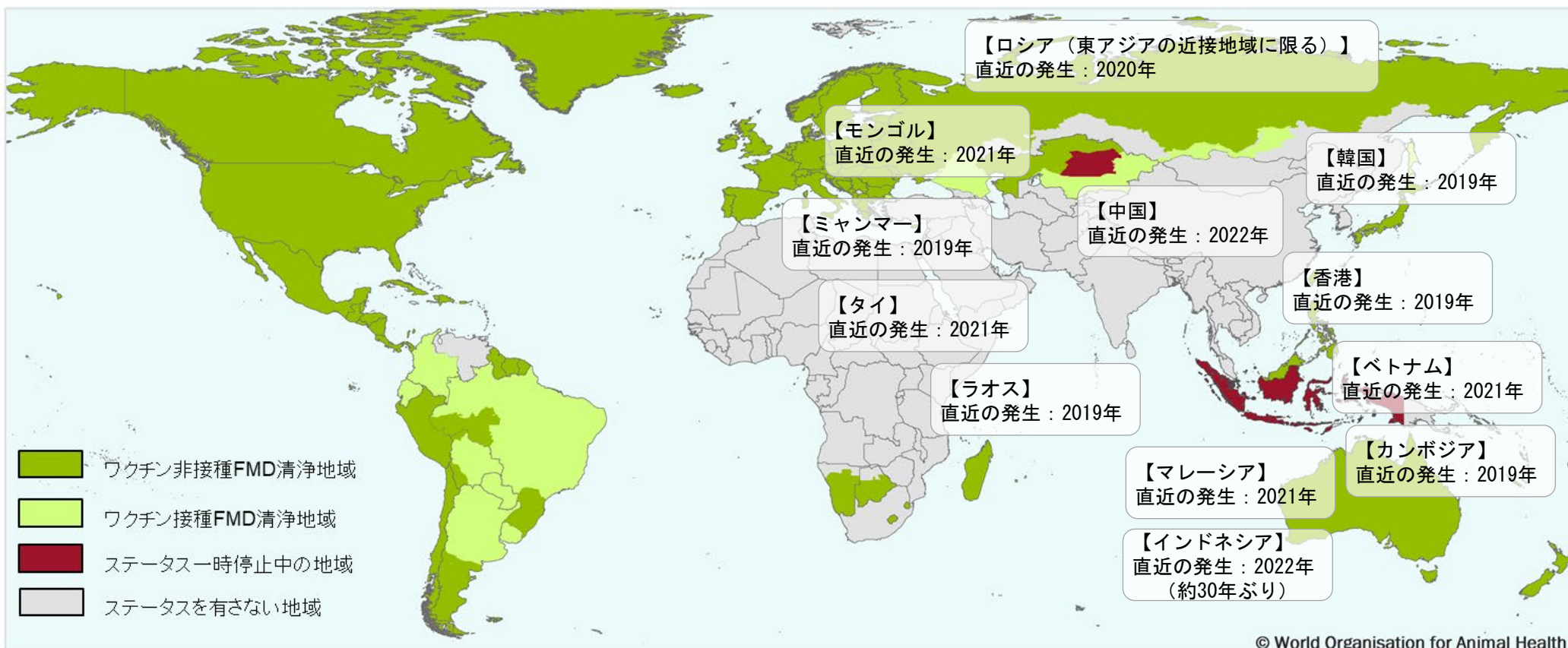
～豚の症状～



近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

- 日本では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年2011年には清浄国に復帰。
- 中国等の近隣諸国で継続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況。
- 侵入防止措置として水際検疫体制の強化に加え、アジア全体での発生の抑制が重要との観点から、アジア地域の防疫を支援する事業を実施。

口蹄疫（FMD）のOIEステータス認定状況及び近隣諸国での近年の発生状況



高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 原因（病原体）

○ I Eが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス

元気消失



(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

令和3年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

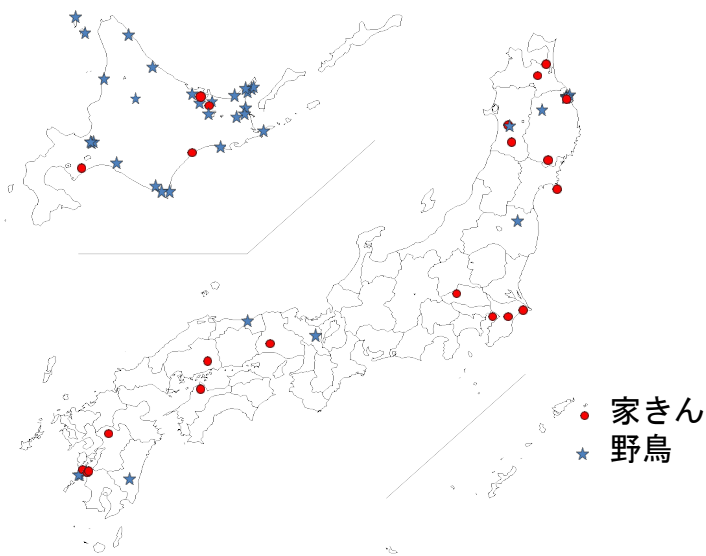
○家きん 12道県25事例

※羽数の単位は万羽

○野鳥 8道府県107事例

	地域	疑似患者判定日	用途	羽数	亜型
1	秋田県横手市	11/10	採卵鶏	約14.3	H5N8
2	鹿児島県出水市	11/13	採卵鶏	約3.8	H5N1
3	鹿児島県出水市	11/15	採卵鶏	約1.1	H5N8
4	兵庫県姫路市	11/17	採卵鶏	約15.5	H5N1
5	熊本県南関町	12/3	肉用鶏	約6.7	H5N1
6	千葉県市川市	12/5	あひる（アイガモ）	約0.03	H5N1
7	埼玉県美里町	12/7	採卵鶏	約1.7	H5N1
8	広島県福山市	12/7	採卵鶏	約3.0	H5N1
9	青森県三戸町	12/12	肉用種鶏	約0.7	H5N1
10	愛媛県西条市	12/31	採卵鶏	約13	H5N1
11	愛媛県西条市	1/4	採卵鶏	約8.3	H5N1
12	愛媛県西条市	1/4	採卵鶏	約14.2	H5N1
12関連	愛媛県今治市	1/4	採卵鶏	約0.6	-
13	鹿児島県長島町	1/13	肉用鶏	約5.4	H5N1
13関連	鹿児島県長島町	1/13	肉用鶏	約5.7	-
14	千葉県八街市	1/19	肉用鶏	約6.6	H5N1
15	千葉県匝瑳市	1/26	あひる	約0.17	H5N1
15関連	千葉県匝瑳市	1/26	あひる	約0.12	-
15関連	茨城県かすみがうら市	1/26	あひる	約0.11	-
15関連	埼玉県春日部市	1/26	あひる	約0.14	-
15関連	埼玉県熊谷市	1/26	あひる	約0.04	-
16	岩手県久慈市	2/12	肉用鶏	約4.5	H5N1
17	宮城県石巻市	3/25	肉用種鶏	約3.2	H5N1
18	青森県横浜町	4/8	肉用鶏	約17	H5N1
19	青森県横浜町	4/15	肉用鶏	約11	H5N1
20	北海道白老町	4/16	採卵鶏	約52	H5N1
21	北海道網走市	4/16	だちよう（エミュー）/採卵鶏	約0.05/約0.01	H5N1
22	秋田県大仙市	4/19	採卵鶏	約0.04	H5N1
23	北海道釧路市	4/26	だちよう（エミュー）	約0.01	H5N1
24	岩手県一関市	5/12	だちよう（エミュー）	約0.001	H5N1
25	北海道網走市	5/14	採卵鶏	約0.08	H5N1

検体回収場所				検体 回収日	種名	亜型	検体回収場所				検体 回収日	種名	亜型						
1	鹿児島県出水市	11/8	環境試料（水）	H5	55	北海道羅臼町	3/9	ハシブトガラス	H5N1	2	宮崎県宮崎市	11/9	糞便	H5N1	56	岩手県久慈市	3/14	ハシブトガラス	H5N1
3	鹿児島県出水市	11/19	ナベヅル	H5N8	57	北海道浜頓別町	3/14	ハシブトガラス	H5N1	4	鹿児島県出水市	11/22	環境試料（水）	H5N8	58	北海道根室市	3/14	ハシブトガラス	H5N1
5	鹿児島県出水市	11/22	環境試料（水）	H5N8	59	北海道羅臼町	3/14	ハシブトガラス	H5N1	6	鹿児島県出水市	11/29	環境試料（水）	H5N8	60	岩手県八幡平市	3/18	オオハクチョウ	H5N1
7	鳥取県鳥取市	12/1	環境試料（水）	H5N8	61	北海道佐呂間町	3/22	オジロワシ	H5	8	鹿児島県出水市	12/6	環境試料（水）	H5N8	62	北海道美幌町	3/24	オジロワシ	H5
9	鹿児島県出水市	12/20	環境試料（水）	H5N1	63	岩手県久慈市	3/23	ハシブトガラス	H5N1	10	北海道苫前町	1/2	オジロワシ	H5N1	64	北海道札幌市	3/29	ハシブトガラス	H5N1
11	鹿児島県出水市	1/10	環境試料（水）	H5N8	65	北海道羅臼町	3/29	オオワシ	H5N1	12	北海道根室市	1/20	ハシブトガラス	H5N1	66	岩手県久慈市	3/31	ハシブトガラス	H5N1
13	北海道根室市	1/23	ハシブトガラス	H5N1	67	北海道札幌市	3/31	ハシブトガラス	H5N1	14	北海道雄武町	1/23	オジロワシ	H5	68	北海道札幌市	4/1	ハシブトガラス	H5N1
15	北海道小清水町	1/22	オオワシ	H5	69	北海道釧路市	3/31	ハシブトガラス	H5N1	16	京都府京都市	1/27	ノスリ	H5N1	70	岩手県久慈市	4/6	ハシブトガラス	H5N1
17	北海道根室市	1/28	ハシブトガラス	H5N1	71	北海道札幌市	4/2	ハシブトガラス	H5N1	18	北海道根室市	2/3	ハシブトガラス	H5N1	72	北海道羅臼町	4/4	ハシブトガラス	H5N1
19	北海道えりも町	2/2	オジロワシ	H5	73	北海道えりも町	4/9	オジロワシ	H5	20	北海道えりも町	2/7	ハシブトガラス	H5N1	74	北海道釧路市	4/6	ハシブトガラス	H5N1
21	北海道えりも町	2/8	ハシブトガラス	H5N1	75	北海道北見市	4/6	ハシブトガラス	H5N1	22	北海道標津町	2/8	ハシブトガラス	H5N1	76	北海道興部町	4/8	ハシブトガラス	H5N1
23	北海道斜里町	2/8	ハシブトガラス	H5N1	77	北海道北見市	4/8	ハシブトガラス	H5N1	24	岩手県久慈市	2/8	オオハクチョウ	H5N1	78	北海道札幌市	4/9	ハシブトガラス	H5N1
25	北海道羅臼町	2/10	オジロワシ	H5N1	79	北海道むかわ町	4/12	クマタカ	H5N1	26	岩手県久慈市	2/11	ハシブトガラス	H5N1	80	北海道札幌市	4/4	ハシブトガラス	H5N1
27	岩手県久慈市	2/13	ハシブトガラス	H5N1	81	北海道札幌市	4/4	ハシブトガラス	H5N1	28	北海道羅臼町	2/14	ハシブトガラス	H5N1	82	北海道札幌市	4/4	ハシブトガラス	H5N1
29	北海道根室市	2/14	ハシブトガラス	H5N1	83	北海道札幌市	4/5	ハシブトガラス	H5N1	30	岩手県久慈市	2/14	オオハクチョウ	H5N1	84	北海道羅臼町	4/9	ハシブトガラス	H5N1
31	北海道利尻富士町	2/15	ハシブトガラス	H5N1	85	北海道大空町	4/9	オジロワシ	H5N1	32	岩手県久慈市	2/15	オオハクチョウ	H5N1	86	北海道斜里町	4/9	ハシブトガラス	H5N1
33	岩手県久慈市	2/16	オオハクチョウ	H5N1	87	北海道釧路市	4/12	ハシブトガラス	H5N1	34	福島県二本松市	2/18	マガモ	H5	88	北海道北見市	4/11	ハシブトガラス	H5N1
35	北海道根室市	2/18	ハシブトガラス	H5N1	89	北海道札幌市	4/13	ハシブトガラス	H5N1	36	岩手県久慈市	2/17	オオハクチョウ	H5N1	90	北海道羅臼町	4/11	ハシブトガラス	H5N1
37	岩手県久慈市	2/17	ハシブトガラス	H5N1	91	北海道網走市	4/15	オジロワシ	H5	38	岩手県久慈市	2/12	マガン	H5N1	92	北海道中標津町	4/18	ヒシクイ	H5N1
39	岩手県久慈市	2/21, 22	ハシブトガラス	H5N1	93	北海道浜頓別町	4/19	オジロワシ	H5	40	北海道標津町	2/19	ハシブトガラス	H5N1	94	秋田県大仙市	4/19	ハシブトガラス	H5N1
41	岩手県久慈市	2/21	オオハクチョウ	H5N1	95	北海道礼文町	4/15	オジロワシ	H5N1	42	岩手県久慈市	2/22	ハシブトガラス	H5N1	96	北海道礼文町	4/20	ハシブトガラス	H5N1
43	岩手県久慈市	2/22	オオハクチョウ	H5N1	97	北海道様似町	4/20	クマタカ	H5N1	44	岩手県久慈市	2/24	ノスリ	H5N1	98	北海道紋別市	4/22	ハシブトガラス	H5N1
45	岩手県久慈市	2/24	ハシブトガラス	H5N1	99	北海道えりも町	4/26	オジロワシ	H5	46	岩手県久慈市	2/25	トビ	H5N1	100	北海道札幌市	4/28	ハシブトガラス	H5N1
47	北海道標津町	2/24	ハシブトガラス	H5N1	101	北海道羅臼町	4/25	オジロワシ	H5	48	岩手県久慈市	2/28	カルガモ	H5	102	北海道釧路市	4/29	トビ	H5
49	岩手県久慈市	3/1	ハシブトガラス	H5N1	103	北海道大空町	4/18	オジロワシ	H5N1	50	北海道礼文町	3/1	ハシブトガラス	H5N1	104	北海道北見市	5/6	オジロワシ	H5N1
51	北海道佐呂間町	3/3	オジロワシ	H5	105	北海道羅臼町	4/25	ハシブトガラス	H5N1	52	北海道根室市	3/1	ハシブトガラス	H5N1	106	北海道根室市	5/6	オジロワシ	H5N1
53	岩手県久慈市	3/4	ハシブトガラス	H5N1	107	北海道美幌町	5/14	オジロワシ	H5N1	54	北海道北見市	3/8	オオワシ	H5					



※詳細は環境省https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

過去の発生事例～近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

＜平成15年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

1～3月…3府県4事例 約27万羽（山口県、大分県、京都府）
（※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生）

＜平成18年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

1～2月…2県4事例 約16万羽（宮崎県、岡山県）

＜平成22年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

11～3月…9県24事例 約183万羽（島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県）

＜平成26年度の発生＞ H5N8亜型（高病原性）

4月…1県1事例 約10万羽（熊本県）
12～1月…4県5事例 約35万羽（宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県）

＜平成28年度の発生＞ H5N6亜型（高病原性）

11～3月…9道県12事例 約166万羽（青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県）

＜平成29年度の発生＞ H5N6亜型（高病原性）

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽（香川県）

＜令和2年度の発生＞ H5N8亜型（高病原性）

11～3月…18県52事例 約987万羽（香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県）

＜令和3年度の発生＞ H5N1亜型／H5N8亜型（高病原性）

11～5月…12道県25事例 約189万羽（秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道）

＜平成17年度の発生＞ H5N2亜型（低病原性）

6～12月…2県41事例 約578万羽（茨城県、埼玉県）

＜平成20年度の発生＞ H7N6亜型（低病原性）

2～3月…1県7事例（うずら） 約160万羽（愛知県）

※野鳥における発生（高病原性）

- ・平成20年 全3県
- ・平成22～23年 全16県
（他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認）
- ・平成26～27年 全6県12例（H5N8型）
- ・平成28～29年 全22都道府県 218例（H5N6型）
- ・平成29～30年 全3都県45例（H5N6型）
- ・令和2～3年 全18道県58例（H5N8型）
- ・令和3～4年 全8道府県107例（H5N1型/ H5N8型）

